

学生ゼミナール報告会 活動支援金 支給要件

次の支給要件に満たした場合、活動支援金として3万円を上限に支給する。

- ①学部生および大学院生の保険関連のゼミナール活動であること。
- ②報告テーマは生命保険に関連するものが含まれることとし、かつ時宜を得たテーマであること。
- ③報告会の規模として、50名程度の参加が見込まれること(複数ゼミでの合同開催も可)。
- ④ゼミOB、並びに生命保険業界実務家が相当数参加していること。
- ⑤大学内外の論文集に、ゼミ報告会の全部または一部の内容が掲載されること。
(論文集発行後、速やかに生命保険文化センターに提出。提出のない場合、特別の事情がない限り支援金を返還いただきます)
- ⑥支給回数については、合同開催も含め、年間(1～12月の間)で1回までとする。

以 上